

# 「知って得する？」社労士の独り言

神奈川県社会保険労務士会藤沢支部  
特定社会保険労務士 石川 貢

## 再度の緊急事態宣言！ 政府の支援策について



新型コロナウイルス感染症拡大に伴う再度の緊急事態宣言が発出中です。政府の緊急事態宣言を踏まえた支援策の概要を見ていきます。紙面の関係で末尾記載の資料を使用した説明となります。末尾記載の参考となるホームページ「1. 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」は経済支援策を、「2. 生活を支えるための支援のご案内」は国民生活全体の支援策を、まとめて解説していますのでご参照ください。

### 緊急事態宣言を踏まえた支援策の概要

#### 1. 時短要請等の対象となる飲食店等向け支援

##### \* 地方創生臨時交付金の協力要請推進枠

緊急事態宣言区域：1日最大6万円、月額換算最大180万円（時短要請に応じた場合）

その他の区域：1日最大4万円、月額換算最大120万円（時短要請に応じた場合）

##### \* 雇用調整助成金の特例措置

宣言区域において、知事の要請等を受けて時短や収容率・人数制限に協力した大企業の飲食店、映画館等について、解雇等を行っていない場合は10/10を助成。

#### 2. 雇用の維持＜全国＞

##### \* 雇用調整助成金の特例措置・休業支援金の延長

・ 現行の特例措置を緊急事態宣言が全国で解除された月の翌月末まで延長

・ 休業支援金は、大企業に雇用される労働契約上、労働日が明確でない方（シフト制、日々雇用、登録型派遣）で、事業主が休業させ、休業手当を受け取っていない方も対象。対象休業期間：令和3年1月8日以降。受付開始時期は2月中下旬頃を予定。

・ 雇用調整助成金は、地域・業種問わず、最近3か月の売上等が、月平均で前年又は前々年同期と比べ、30%以上減少の場合は大企業も最大10/10を助成。

※上記1、2に該当の大企業と中小企業は1月8日以降の解雇等の有無により助成率を判断するよう雇用維持要件を緩和

#### 3. 飲食店の時短営業等により影響を受ける事業者向け支援

##### \* 新たな一時金の支給

対象地域の①時短営業を行う飲食店と取引、②不要不急の外出・移動の自粛により影響

本年1月～3月のいずれかの月の売上が前年又は前々年同期と比べ、50%以上減の中堅・中小法人60万円、個人事業主30万円を上限とする一時金の支給

##### \* イベント関連事業者向け支援

対象地域で予定されていたイベント等を自粛した場合、会場費等のキャンセル費用、チケット払い戻し手数料、自粛により中止・延期になったイベントに関連する内容の動画作成・配信費用を支援（上限2500万円）（J-LODlive補助金）

#### 4. 中小・小規模事業者向けの資金繰り支援＜全国＞

##### \* 実質無利子融資の要件緩和、上限額引上げ

直近2週間でも売上減少を判断できるよう運用柔軟化（公庫等）

実質無利子等となる上限額を引き上げ

・ 公庫（国民）・民間（信用保証）：4千万円→6千万円

・ 公庫（中小）・商工中金：2億円→3億円

#### 5. 産業雇用安定助成金（創設）

新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、在籍型出向により労働者の雇用を維持する場合に、出向元と出向先の双方の事業主に対して助成する（詳しくは下記3. 産業雇用安定助成金をご参照ください）

出典：内閣官房のホームページより（一部筆者が削除、修正加筆しています。）

#### 【参考となるホームページ】

1. 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言 | 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

<https://corona.go.jp/emergency/>

2. 生活を支えるための支援のご案内（令和3年1月29日更新（2月3日一部更新））

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000622924.pdf>

3. 産業雇用安定助成金（令和3年2月5日創設）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000082805\\_00008.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000082805_00008.html)